

社会医学系専門医制度(JBPHSM)ZENHO通信(No.23)

令和5年9月25日発行
全国保健所長会

今年度のZENHO通信の発行が遅くなり失礼しました。昨年度ZENHO通信のZENHOとは何？という声がありましたので、年度最初の通信でその意味をお伝えいたします。ZENHOとは全国保健所長会の全保から名付けられていますので、これからもよろしくお願ひします。

新型コロナウイルスも5類感染症となりましたが、会員の皆様方の地域での感染状況や医療提供についてはどのような状況でしょうか？新型コロナウイルス以外のインフルエンザ、ヘルパンギーナ、咽頭結膜炎などの感染症の流行もありましたし、通常業務も始まっていて、みなさんお忙しいことと思ひます。

さて、No23では、「特例措置による社会医学系専門医・指導医の募集について」と、2ブロックの指導医講習会の報告をいたします。

1. 特例措置による社会医学系専門医・指導医の募集について

特例措置による社会医学系専門医・指導医申請受付が4月から開始されたことに伴ひ、社会医学系専門医協会構成団体である全国保健所長会からも推薦が可能となり、手続き方法や推薦申請書の様式が決まりました。手数料は無料です。

対象は、経過措置の時期に申請ができなかった方や保健所の現場を離れていた方などが想定されます。問い合わせについては事務局までお願ひします。

【特例措置による社会医学系専門医・指導医の概要】

1. 申請要件

下記の(1)～(5)の全てを満たす場合には、特例措置による社会医学系専門医・指導医として、社会医学系専門医協会に申請できます。

- (1) 指導医講習会を受講済であること*
- (2) 社会医学系専門医協会構成学会・団体の会員・所属歴が8年以上の者
- (3) 医師免許取得後20年以上経過していること
- (4) 社会医学系活動の経験が、通算10年以上あること
- (5) 社会医学系専門医協会理事1名の推薦を受けること

*専門医の資格を持たない方が指導医講習会を受講するには、仮登録手続きを行い、社会医学系eラーニングコンソーシアム事務局にIDを発行してもらいます。その手続きの窓口は社会医学系専門医協会事務局が担います。

2. 申請方法

特例措置による社会医学系専門医・指導医の申請者は、必要な申請書類を電子媒体(メールの添付文書等)または郵送にて事務局に送付してください。

3. 募集期間:2023年11月30日まで*

*次年度以降は未確定の為、確定次第情報公開するそうです。

新しく保健所などにはいった医師が、社会医学系専門医になるためには、指導医が必要です。申請要

件を満たしているが、指導医等の資格を持っていない先生方におかれましては、後輩育成のためにも指導医を取得して下さるようお願いいたします。

2. ブロック別指導医講習会の実施報告

(1) 関東甲信越静ブロック：令和5年7月7日

講師・記録：木村雅芳 静岡県西部保健所長

座長：岩佐敏 山梨県峡南保健所長

関東甲信越静ブロック保健所長会総会、保健所連携推進会議に合わせて「社会医学系専門医協会指導医講習会（関東甲信越静ブロック）」が開催されました。新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、4年ぶりの会場開催となりました。

ブロック総会は、会場23名、リモート49名の計72名、連携推進会議は会場25名、リモート61名の計86名、講習会は、会場19名、リモート38名の計57名参加でした。

連携推進会議は、2021年改訂の富士山ハザードマップに基づき2023年3月に富士山火山避難基本計画が改訂されたことを受け、火山防災の健康危機管理について講演とシンポジウムが行われました。

指導医講習会では、トピック1として、3月14日に専門医協会ホームページに公開された「特例措置による社会医学系専門医・指導医の募集について」について説明しました。シニア世代向けに資格付与対象を拡大する措置ですが、ご存じの方は少数でした。申請を準備されている先生がいらっしゃることで、全国保健所長会の対応は8月の理事会で決定される見込みであることをお伝えしました。

トピック2として、6月17日に専門医協会ホームページ上に公開された専門医認定試験の受験資格の拡充について、公開されている情報を基にお伝えしました。この措置は、2024年9月頃実施される第6回専門医認定試験からミドル世代向けに受験資格を拡充するものです。臨床系の専門医を有し、3年間のプログラムに準じた実績をもって受験資格を得るものです。

3つめの話題として、専門医協会の資料を用いて、専門医制度の経緯、理念、使命、コア・コンピテンシーと有すべき専門知識、登録状況等、重要な部分について、おさらいをさせていただきました。これについては、参加の先生の方が十分に理解されていることで、釈迦に説法でした。

4つめの話題は、静岡県会員の指導医取得状況や更新状況を報告しました。県保健所長会正会員（保健所長）と賛助会員（県・政令指定都市本庁等）計14名のうち、指導医7名（更新済4名、更新保留1名、更新予定なし2名）、専攻医2名、資格なし5名でした。

指導医を更新しない理由として、主に年齢や学会への参加が難しいことが上げられました。専攻医の先生方には、新型コロナウイルス感染症対応に追われ、十分な指導が受けられていないという声のあることを報告しました。専門医制度に関して、本来趣旨に則り専門医・指導医が現場で活躍することが大切だとする声がある一方、メリットが見えにくいという率直な声がありました。保健所長のキャリアや年齢によって考え方にばらつきが大きいと考えられました。

また、新型コロナウイルス感染症対応に追われた3年間は、プログラムの管理や研修、モチベーションの維持に大きな影響を与えていたことも明らかになりました。

その後、塚田昌大先生から長野県、入江ふじこ先生から茨城県の取り組みについてもご紹介頂きました。

内田勝彦全国保健所長会会長が締めあいさつの中で、大学での若い先生方への対応や専門医のメリット等について、専門医協会内で議論されている事項をご紹介頂きました。

講習会内容をご指導いただいた山本長史公衆衛生医師の確保と育成に関する委員会委員長先生、時間配分にご迷惑をおかけする中、会場やチャットでフォローしてくれた先生方に感謝いたします。

(2) 東海北陸ブロック：令和5年7月28日

講師・記録：杉浦 嘉一郎 愛知県豊川保健所長

会員（保健所長）26名、会員外4名の計30名（会場参加15名、オンライン参加15名）の方々にご参加いただき、指導医講習会を開催しました。

この講習会においては、次のことについて、社会医学系専門医協会作成の資料に基づき、説明を行いました。

- ・専門医制度の理念
- ・専門医の使命
- ・専門医のコア・コンピテンシーと有すべき専門知識
- ・専門医の研修制度
- ・専門医・指導医の更新制度
- ・専門医・指導医認定委員会（2022年の活動概要）

懸案事項1 特例措置指導医の要件をベースにシニア世代向け専門医・指導医資格付与対象の拡大

懸案事項2 ミドル世代向けに受験資格の拡充

- ・社会医学系専門医協会ホームページの紹介

情報発信（ウェブコンテンツ、ニュースレター、動画、まんが）

連載インタビュー記事 【連載】社会医学系専門医の「いま・未来」等

15名の方にご回答いただきましたアンケートにおいて、「社会医学系専門医の理念、目的、使命等について、確認を行う良い機会となった。」、「まんがやインタビュー等の記事が、大変参考になった。」、「今後資質の向上に努め、我が国の公衆衛生に貢献してまいりたい。」などのご意見をいただく一方、「社会医学系専門医講習会ならではの場として、研修の状況、専門医活動の紹介、メリット、制度設立後の課題や問題点などを話題とするなど、工夫をしてはどうか。」などの意見もいただきました。

本講習会の開催にあたり、北海道の山本長史先生をはじめとして、多くの方々のお力添えをいただきましたことに、深く感謝を申し上げます。

発行責任者：山本長史（公衆衛生医師の確保と育成に関する委員会委員長）